

重 要

本割引制度をご申請いただく場合は、まずは（有）東京福祉企画にご連絡ください。

（＊詳細は下記「5. 申請から割引適用までの流れ」をご参照ください）

令和8年8月吉日

東社協会員施設・事業所 各位

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京海上日動火災保険株式会社

東京都社会福祉協議会 介護事業者・社会福祉施設損害保険

「大規模法人一括加入割引制度」のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」）では、東京海上日動火災保険株式会社を幹事保険会社とし、東京都内の社会福祉施設や介護保険事業者等を対象とした損害保険商品について団体契約を締結し、毎年度、東社協会員施設・事業所の皆様にご案内をしております。

この度、「令和8年度版 介護事業者・社会福祉施設 損害保険」のご案内にあたり、**5つ以上の東社協会員である社会福祉施設・介護保険事業所を営営する法人を対象に、「大規模法人一括加入割引制度」についてご案内申し上げますのでご確認ください。**

なお、本割引制度は下記4－（1）～（3）全ての要件を満たす法人が対象となります。

下記についてご確認いただき、対象となる法人様におかれましては、ぜひ本割引制度をご活用いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

記

1. 大規模法人一括加入割引制度の概要

「介護事業者・社会福祉施設損害保険」の保険料について、法人の規模、過去の損害率（※1）（※2）等に応じた割引率をそれぞれの施設毎に適用するもの。

（※1）損害率（％）＝過去5年間で受け取られた保険金÷過去5年間で支払った保険料×100

（※2）原則、過去5年間の損害率を基準としますが、更新のご加入者様でそれ以前に多額の保険金をお支払いしている場合はそれらを加味して割引適用可否を判断します。お含みおきください。

2. 本割引制度の対象となる保険商品（詳細はパンフレットをご覧ください）

「介護事業者・社会福祉施設損害保険」の基本補償の賠償責任部分

- （1）介護事業者総合保険の事業者賠償責任保険
- （2）社会福祉施設損害保険の施設損害賠償責任保険
- （3）社会福祉施設損害保険（児童関連施設版）の施設損害賠償責任保険

3. 割引内容

下記4の要件を満たす法人が経営する施設・事業所に適用する割引率については、法人の規模と損害率によって法人毎に異なります。

4. 割引適用要件（＊下記（１）～（３）すべての要件に該当していること）

- （１）５つ以上の東社協会員である社会福祉施設・介護保険事業所を営んでいること。
 （２）全経営施設を通して、過去５年間の損害率が３０％未満であること。

（※）損害率（％）＝過去５年間で受け取られた保険金÷過去５年間で支払った保険料×１００

（＝過去５年間で受け取られた保険金が、過去５年間で支払った保険料の３０％未満であること）

※損害率が３０％未満であるか否かの確認は、東社協の指定保険代理店である有限会社東京福祉企画と本保険の幹事保険会社である東京海上日動火災保険株式会社において行います。

原則、過去５年間の損害率を基準としますが、更新のご加入者様でそれ以前に多額の保険金をお支払いしている場合は、それらを加味して割引適用可否を判断します。お含みおきください。

確認にあたりましては既に本保険にご加入いただいている場合は東京福祉企画において確認いたしますが、これまで本保険とは別の、社会福祉施設や介護保険事業者等を対象とした損害保険に加入されていた場合は、その保険商品の「加入者証（または保険証券）」が必要となります。詳細につきましては、東京福祉企画までお問い合わせください。

- （３）原則として、法人が経営する全ての東社協会員である社会福祉施設・介護保険事業所が一括加入すること。

5. 申請から割引適用までの流れ

- （１）申請を希望される法人におかれましては、まず東社協の指定取扱代理店である、有限会社東京福祉企画に電話にてご連絡ください。ご連絡いただいた後、東京福祉企画よりメールにて「大規模法人一括加入割引適用可否確認シート」をお送りいたします。

- （２）「大規模法人一括加入割引適用可否確認シート」に必要事項をご記入いただき、８月１４日（金）までに東京福祉企画にメール添付にてご連絡をお願いします。なお、これまで、本保険とは別の社会福祉施設や介護保険事業者等を対象とした損害保険に加入されていた場合は、その保険商品の「加入者証（または保険証券）」もあわせて必要となります。

※確認に必要な書類につきましては、なるべく早めにご提出ください。

- （３）メールを確認後、割引適用可否および割引適用後の保険料を東京福祉企画から「大規模法人一括加入割引適用可否確認シート」にて回答させていただきます。

- （４）施設・事業所毎に加入依頼書に必要事項をご記入ください。

- （５）全施設・事業所の加入依頼書を取りまとめいただき、「大規模法人一括加入割引適用可否確認シート」を添付の上、８月２８日（金）までに東京福祉企画に郵送にてご提出ください。

※「大規模法人一括加入割引適用可否確認シート」の内容確認のため、東京福祉企画より法人ご担当者様にご連絡させていただくことがございますので、予めご了承ください。

※ 本割引制度はパンフレットに記載しておりません。

※ 本割引制度の適用は毎年変動する予定ですので、予めご了承ください。

大規模法人一括加入割引制度可否確認シート
 ご提出（メール）締切日 ８月１４日（金）

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、以下取扱代理店までお問い合わせください。

●本割引制度等の内容に関するお問い合わせ先（東社協指定取扱代理店）

（有）東京福祉企画（担当：金沢・及川） TEL：03-3268-0910 FAX：03-3268-8832

E-mail：fukushi-kikaku@tcs.w.tvac.or.jp

●団体契約者

（福）東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当 TEL：03-3268-7232